

《 資料 3 》

健康保険被保険者証廃止に関するQ&A

開催日：令和6年10月23日

パッケージ工業健康保険組合 業務課

Q&A

Q1：資格を喪失した場合、現行の保険証はどうすればよいの？

A：経過措置期間中（令和6年12月2日～令和7年12月1日）に喪失した場合、現行の保険証は返納していただきます。

資格喪失届または被扶養者（異動）届と一緒に返納のほどお願いいたします。

経過措置終了後（令和7年12月2日～）は、保険証は無効となりますので、返納は不要です。

Q&A

Q2：現行の保険証からマイナ保険証に切替した場合、現行の保険証はどうするの？

A：マイナ保険証に切替した場合、現行の保険証の返納は任意です。加入者様の判断で返納していただくか破棄していただくこととなります。

Q&A

Q3：有効な保険証を保持している場合でも、資格確認書は交付されるの？

A：有効な保険証を保持している方には資格確認書は交付されません。

ただし、保険証廃止から経過措置期間終了までに滅失等により保険証の再交付を希望した場合は、保険証の再交付ができないため、資格確認書の交付をします。資格確認書の交付申請書をご提出ください。

※ただし、申請者がマイナ保険証を保有していて、医療機関等の受診時に利用可能である場合は再交付はしませんのでご注意ください。

Q&A

Q4：現行の保険証の最終交付日（令和6年11月29日）前に届出書を提出していたが、添付書類に不備等があり、正しい添付書類がそろうのに時間がかかってしまった場合はどうなるの？

A：最終交付日前に届出書が提出されていても、添付書類がすべてそろっていないと正しい届出書として取り扱うことができません。そのため、すべての書類がそろった時点で手続きを開始します。それが最終交付日以降であれば、保険証の交付はされません。その人に応じた証書を交付いたします。

Q&A

Q5：「資格確認書」を保有している方は「資格情報のお知らせ」が交付されないが、その加入者が新たにマイナ保険証を保有した場合、「資格情報のお知らせ」は交付されるの？

A：資格確認書が交付された方は、自身の資格情報を「資格確認書」上で確認ができますので、「資格情報のお知らせ」は交付されません。

Q&A

Q6：海外居住者はマイナンバーカードを申請できるの？

A：2015年10月5日以降に国外転出していて、マイナンバーカードをお持ちでない方は国外からの申請が可能です。

申請方法はこちら：<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>



Q&A

Q7：国外に転出した後もマイナンバーカードも継続して利用できるの？

A：令和6年5月27日から、日本国籍の方は、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できるようになりました。ただし、国外転出前に国外転出者向けのマイナンバーの切り替え手続きが必要です。



Q&A

Q8：カードリーダーを設置している医療機関等を確認したい場合はどうすればよいの？

A：厚労省のサイトより各都道府県で対応している医療機関を確認することができます。

※URL： https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21669.html



厚労省サイト

Q&A

Q9：マイナポータルで何ができるの？

A：マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスです。行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。

＜マイナポータルでできること＞

保険証としての利用・最新の医療費の情報が確認できる

公金受取口座の登録や変更・確定申告の電子申請

児童手当や介護保険などの電子申請 など・・・



マイナポータル
のサイト

Q&A

Q10：マイナンバーカードを申請するにはどうすればよいの？

A：以下の3つよりご自身にあった方法で申請ができます。

①オンラインで申請する

マイナンバー総合サイトのオンライン申請ページより手続きができます。

②郵便で申請する

個人番号カード交付申請書の提出を持って手続きができます。

申請書はマイナンバー総合サイトよりダウンロードできます。

③まちなかの証明写真機から申請する

タッチパネルから個人番号カード申請をタッチして手続きができます。



詳細はマイナンバー総合
サイトにて確認できます



Q&A

Q11：マイナンバーカードの保険証利用の登録はどうすればよいの？

A：以下の3つよりご自身にあった方法で登録ができます。

- ①医療機関・薬局の受付にあるカードリーダーで行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う



それぞれの登録方法は
こちらから確認できます

Q&A

Q12：マイナンバーカードを持っていない従業員に対し、どうやって周知をすればよいの？

A：マイナンバーカードの申請は任意です。そのため、申請を義務づけるわけにはいきません。ただ、経過措置期間があるとはいえ、今後マイナ保険証へ一本化されることを踏まえると、マイナンバーカードの申請は必要となるでしょう。その点を考慮しつつ、今回お伝えしたマイナ保険証のメリットを説明をしていただけると幸いです。



パッケージ工業健康保険組合